

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票ができる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

- ① 感染症法第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方のうち以下のいずれかに該当する方
 - ア 発生届の対象者（65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方、妊婦）
 - イ 宿泊療養施設に入所中の方
 - ウ 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認し、陽性者情報登録センターに登録した方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設に收容されている方

2 手続きの概要

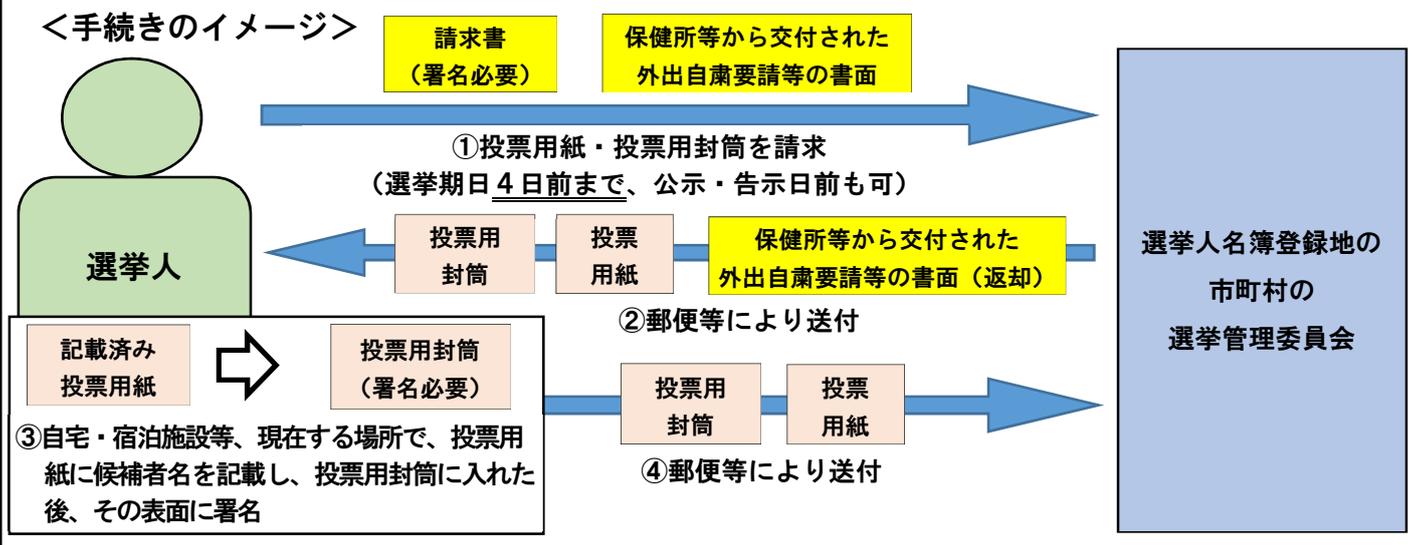
◆特例郵便等投票ができる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です。）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。電話等により請求いただくことも可能です（各市町村選挙管理委員会の連絡先は裏面参照）。

※ 選挙人名簿登録証明書（船員）又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所等から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染防止の観点から、特例郵便等投票の手続きを行う際には、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、できる限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪）が設けられております。

「無症状の方等及び濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染者のうち、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、投票所において投票を行うことが可能です。
- ◆また、濃厚接触者の方（ご家族等）は、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆投票所において投票を行う際は、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住いの地域を所管する保健所又は各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

5 茨城県内の市町村選挙管理委員会

市町村名	連絡先	市町村名	連絡先
水戸市	029-297-6077	筑西市	0296-24-2178
日立市	0294-22-3111	坂東市	0297-35-2121
土浦市	029-826-1111	稲敷市	029-892-2000
古河市	0280-22-5111	かすみがうら市	0299-59-2111
石岡市	0299-23-7282	桜川市	0296-58-5111
結城市	0296-34-0402	神栖市	0299-90-1125
龍ヶ崎市	0297-64-1111	行方市	0299-72-0811
下妻市	0296-43-2111	鉾田市	0291-36-7149
常総市	0297-23-2111	つくばみらい市	0297-58-2111
常陸太田市	0294-72-3111	小美玉市	0299-48-1111
高萩市	0293-23-2119	茨城町	029-240-7125
北茨城市	0293-43-1111	大洗町	029-267-5123
笠間市	0296-77-1101	城里町	029-288-3111
取手市	0297-74-2141	東海村	029-282-1711
牛久市	029-873-2111	大子町	0295-72-1114
つくば市	029-883-1111	美浦村	029-885-0340
ひたちなか市	029-273-0111	阿見町	029-888-1111
鹿嶋市	0299-82-2911	河内町	0297-84-6979
潮来市	0299-63-1111	八千代町	0296-49-6311
守谷市	0297-45-1111	五霞町	0280-84-1111
常陸大宮市	0295-52-1111	境町	0280-81-1300
那珂市	029-298-1111	利根町	0297-68-2211

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ

